

水源林保全のための仕組みづくりについて

平成 26 年 9 月 22 日に滋賀県森林審議会から答申された「水源林保全のための仕組みづくりについて」を踏まえて「琵琶湖森林づくり条例」の改正および「(仮称) 滋賀県水源森林地域保全条例」の制定をするため、その要綱案をとりまとめました。

1 これまでの経過

[滋賀県森林審議会における審議等]

平成 25 年 12 月 24 日	水源林保全のための仕組みづくりについて諮問
平成 26 年 3 月 18 日	方向性の検討
4 月 30 日	骨子案の検討
7 月 2 日	中間報告案の検討
9 月 3 日	最終報告案の検討
9 月 22 日	水源林保全のための仕組みづくりについて答申

[その他意見交換会等]

平成 26 年 5 月 9 日～16 日	第 1 回 各市町説明・意見交換会（仕組みづくり）
5 月 24 日	琵琶湖森林づくり県民フォーラム
7 月 4 日	第 2 回 各市町説明・意見交換会（仕組みづくり）
11 月 4 日～7 日	第 3 回 各市町説明・意見交換会（条例概要等）
11 月 19 日	滋賀県町村会において説明

[環境・農水常任委員会への報告]

平成 26 年 8 月 7 日	水源林保全のための仕組みづくりについて (中間報告について)
9 月 10 日	水源林保全のための仕組みづくりについて (最終報告について)
10 月 6 日	水源林保全のための仕組みづくりについて (答申の内容および条例改正等の骨子について)
11 月 12 日	水源林保全のための仕組みづくりについて (条例改正等の素案について)

2 今後の予定

平成 26 年 12 月～	条例要綱案県民政策コメント募集
平成 27 年 1 月頃	市町および林業関係者等への説明会
平成 27 年 1 月	環境・農水常任委員会 (県民政策コメント結果・条例案について)
平成 27 年 2 月	「琵琶湖森林づくり条例」改正議案 上程 「(仮称) 滋賀県水源森林地域保全条例」制定議案 上程

「水源林保全のための仕組みづくり」に係る「琵琶湖森林づくり条例」の改正
および「(仮称) 滋賀県水源森林地域保全条例」の要綱案について

1 趣旨

県では、本県の森林が琵琶湖の水源として重要な役割を担っていることから、森林を健全な姿で未来に引き継ぐため、平成16年に「琵琶湖森林づくり条例」を制定し、滋賀の森林づくりを推進してきました。しかし近年、他道県で問題となった目的不明な森林取得、森林に甚大な被害を及ぼしているニホンジカの増加、文化的・学術的に価値の高い巨樹・巨木の保全など、新たな課題も生じています。

このような課題に対応するため、「水源林保全のための仕組みづくり」について滋賀県森林審議会に対して諮詢し、議論・検討を重ね平成26年9月に同審議会から答申をいただきました。

この答申を踏まえて琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例要綱案および新たに制定する(仮称)滋賀県水源森林地域保全条例要綱案を作成しました。

【公表する資料】

琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例要綱案

琵琶湖森林づくり条例新旧対照表(案)

(仮称)滋賀県水源森林地域保全条例要綱案

水源林保全のための仕組みづくりについて(答申)〔概要版〕

2 琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例要綱案

(1) 改正の理由

森林を健全な姿で未来に引き継ぐため、平成 16 年に琵琶湖森林づくり条例を制定し、琵琶湖森林づくり事業をはじめとした事業を推進してきました。しかし、近年、目的不明な森林の取得、ニホンジカ被害の増加、巨樹・巨木の保護や森林所有者の高齢化などによる林地境界の不明瞭化など新たな課題も生じています。

こういった課題に対応するため、同条例の一部を改正しようとするものです。

(2) 改正の概要

ア 県は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を計画的に推進するため、次に掲げる措置を講ずることとします。(第 10 条関係)

(7) 県は、適切な森林施業が行われるためには森林の土地の境界の明確化が重要であることから、その境界の明確化が速やかに行われるよう必要な措置を講ずることとします。

(1) 県は、自ら適切な森林施業を行うことが困難である森林所有者が他の森林所有者との共同施業、森林組合に対する委託等により適切な森林施業を行うことができるよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずることとします。

(ウ) 県は、鳥獣（鳥類または哺乳類に属する野生動物をいう。）による森林に係る被害に関し、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 4 号）の規定によるほか、必要な措置を講ずることとします。

イ 県は、樹齢が高い樹木が相当数存在する森林が、多様な動植物種の生息地および生育地であり、かつ、地域の人々の文化と密接に関わりのあるものであることに鑑み、自然環境保全条例（昭和 48 年滋賀県条例第 42 号）その他関係法令に定めるもののほか、当該森林を保全するために必要な措置を講ずることとします。(第 11 条関係)

ウ 県は、県内の森林の有する水源の涵養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることに鑑み、森林の有する水源の涵養機能の維持および増進を図るために必要な措置を講ずることとします。(第 12 条関係)

エ 県産材の利用を促進するために講ずる必要な措置を、県産材に関する情報の提供、知識の普及、住宅、公共建築物等における利用の推進に改めることとします。(第 17 条関係)

オ 県は、県産材の利用の促進に当たっては、県産材が適切に供給されることが重要であることに鑑み、県産材の生産、加工および流通の合理化の促進その他の県産材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずることとします。(第 17 条関係)

カ この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとします。(付則関係)

(3) 条例改正案のポイント（県の考え方）

ア 環境に配慮した森林施業等の推進〔第10条関係・項の追加〕

環境に配慮した森林施業等を推進するための措置として、新たに(ア)から(イ)までの措置を追加することとします。

(ア) 森林の境界の明確化のための必要な措置

県は、適切な森林施業が行われるためには森林の土地の境界の明確化が重要であることから、その境界の明確化が速やかに行われるよう必要な措置を講ずることとします。

県の考え方

県は、適切な森林施業を推進するためには、森林の土地の境界の明確化が重要であることから、明確化が速やかに行われるよう必要な措置を講ずることとし、現行の第10条（環境に配慮した森林施業等の推進）に第3項として追加することとします。

(イ) 共同施業等による適切な森林施業を行うための措置

県は、自ら適切な森林施業を行うことが困難である森林所有者が他の森林所有者との共同施業、森林組合に対する委託等により適切な森林施業を行うことができるよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずることとします。

県の考え方

県は、不在村や高齢などの理由で、自ら適切な森林施業を行うことが困難である森林所有者が他の森林所有者との共同施業や森林組合に対する委託等によって適切な森林施業を行うことができるよう、情報の提供などの必要な措置を講ずることとし、現行の第10条（環境に配慮した森林施業等の推進）に第4項として追加することとします。

(ウ) 鳥獣対策の推進

県は、鳥獣（鳥類または哺乳類に属する野生動物をいう。）による森林に係る被害に関し、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号）の規定によるほか、必要な措置を講ずることとします。

県の考え方

県は、ニホンジカをはじめとする鳥獣による被害が、農林水産業だけに留まらず森林の持つ公益的機能の維持・発揮にまで支障を生じさせていることから、野生鳥獣による農林水産業被害の軽減をうたっている「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」の規定によるほか、必要な措置を講ずることとし、現行の第10条（環境に配慮した森林施業等の推進）に第5項として追加することとします。

イ 樹齢が特に高い樹木のある森林の保全 [改正後の第 11 条関係・条の追加]

県は、樹齢が特に高い樹木が相当数存在する森林が、多様な動植物種の生息地および生育地であり、かつ、地域の人々の文化と密接に関わりのあるものであることに鑑み、自然環境保全条例（昭和 48 年滋賀県条例第 42 号）その他関係法令に定めるもののほか、当該森林を保全するために必要な措置を講ずることとします。

県の考え方

県は、いわゆる巨樹・巨木などの樹齢が特に高い樹木が相当数存在する森林が、多様な動植物種の生息地や生育地であり、また、地域の人々の文化と密接に関わってきたことから、こういった森林を保全するために必要な措置を講ずることとし、新たに第 11 条として追加することとします。

ウ 水源の涵養機能の維持 [改正後の第 12 条関係・条の追加]

県は、県内の森林の有する水源の涵養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることに鑑み、森林の有する水源の涵養機能の維持および増進を図るために必要な措置を講ずることとします。

県の考え方

森林づくり条例では、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させることにより、琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としていますが、特に、水源の涵養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことができないものであることから、森林の有する水源の涵養機能の維持および増進を図るために必要な措置を講ずることとし、新たに第 12 条として追加することとします。

なお、この条に基づく必要な措置として、森林の土地取引等について事前に届出いただく手続等を定める「(仮称) 滋賀県水源森林地域保全条例」を新たに制定することとしています。

エ 県産材の利用の促進 [改正後の第 17 条関係・改正および項の追加]

(7) 利用の促進

県は、県産材の利用を促進するため、県産材に関する情報の提供、知識の普及、住宅、公共建築物等における利用の推進その他の必要な措置を講ずることとします。(改正前は下線部分が「公共事業への利用」)

県の考え方

この条例の制定当時（平成 16 年）は県産材の利用があまり進んでいなかったことから、まずは公共事業での利用（杭や型枠などの資材）を進めることについて規定していました。

現在では、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の施行（平成 22 年 10 月）により、県産材利用の気運が高まってきており、住宅や公共建築

物などでの利用も増加していることから、これらの用途でのさらなる利用の推進を図るため、現行の条文を改正することとします。

(イ) 供給確保のための必要な措置

県は、県産材の利用の促進に当たっては、県産材が適切に供給されることが重要であることに鑑み、県産材の生産、加工および流通の合理化の促進その他の県産材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずることとします。

県の考え方

県産材の利用の促進のためには、需要ニーズに即した品質、量の県産材を適時・適切に供給する必要があることから、県は、県産材の生産、加工、流通の合理化の促進などの県産材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずることとし、現行の第15条（県産材の利用の促進）に第2項として追加することとします。

琵琶湖森林づくり条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>滋賀の森林は、県土のおよそ2分の1を占め、すぎ、ひのきなどの人工林、あかまつ、こなら、ぶななどの天然林が豊かに広がり、琵琶湖と一体となつた滋賀独特の四季折々の風景をつくりだしている。</p> <p>これらの森林は、生命の源である清らかな水をたくわえ、県土を保全して洪水などから私たちの暮らしを守るとともに、多様な動植物の生息または生育の場を提供するなど様々な役割を果たしてきた。</p> <p>そして、これらの森林に取り囲まれ、豊かな水をたたえる琵琶湖から、私たちをはじめその下流域の人々も多くの恩恵を受けてきた。その琵琶湖の水をはぐくんでいるのは、周りを囲む山々の森林であり、琵琶湖の恵みはともなおさず緑豊かな森林からの恵みである。</p> <p>まさに、滋賀の森林は、琵琶湖や人々の暮らしと切り離すことができない、何ものにも代えがたい貴重な財産である。</p> <p>我が国では、戦後、国土の保全、拡大する木材需要等に対応するため、積極的にすぎ、ひのきなどの植林が行われてきたものの、生活様式の変化などによる薪炭から化石燃料への転換や高度経済成長期からの木材輸入の増加などにより、木材等の林産物の生産を通じて森林づくりを支えてきた林業が大きな打撃を受け、今まで構造的な不振の状況にある。その結果、県内においても適切な手入れがされないまま放置されている森林が見られるようになってきた。このままでは琵琶湖の水源かん養はもとより、県土の保全などの森林の多面的機能が損なわれ、私たちの暮らしに深刻な影響をもたらすことが危惧（ぐ）される。</p> <p>今こそ私たちは、利便性や効率性を追求するあまり忘れかけてきた森林を慈しむ心の大切さを再認識し、森林の多面的機能を見つめ直す必要がある。ここに、私たちは、森林づくりに主体的に参画し、琵琶湖の下流域の人々とともに、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、琵琶湖森林づくり条例を制定する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、森林づくりについて、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めて、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、森林の多面的機</p>	

能が持続的に發揮されるようにし、もって琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林づくり 森林を守り、または育てることをいう。
- (2) 森林の多面的機能 水源のかん養、県土の保全、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林所有者 県内に所在する森林の所有者（国および市町を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に發揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じて推進されなければならない。

- 2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることにはかんがみ、県民の主体的な参画により推進されなければならない。
- 3 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。
- 4 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であることにかんがみ、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。
- 5 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性にかんがみ、次代を担う青少年をはじめとする県民の森林の多面的機能についての理解を深め、森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める森林づくりについての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、森林づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。

- 2 県は、森林づくりの推進に当たっては、市町および国と相互に連携を図るものとする。
- 3 県は、県内の森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安

定的な水の供給について欠くことのできないものであることにかんがみ、県の実施する森林づくりに関する施策について、当該下流域の人々の協力が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者の責務)

第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、その所有する森林について、森林の多面的機能が確保されることを旨として、森林づくりに努めなければならない。

2 森林所有者は、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(森林組合の責務)

第6条 森林組合は、基本理念にのっとり、地域における森林の経営の中核的な担い手として、森林づくりおよび森林資源の有効な利用の促進に積極的に取り組むとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、森林がもたらす恵みを享受していることを深く認識し、森林づくりに関する活動に積極的に参加するとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、森林の多面的機能の確保に配慮するとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本計画)

第9条 知事は、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、森林づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民、森林所有者等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県森林審議会の意見を聴くものとする。

5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(環境に配慮した森林施業等の推進)

第10条 県は、森林の多面的機能が持続的に發揮されるよう、地域の自然的条件および社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を計画的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、県内の森林整備の現状にかんがみ、間伐の推進を図ることが特に重要であることから、総合的かつ計画的な間伐対策を講ずるものとする。

(環境に配慮した森林施業等の推進)

第10条 県は、森林の多面的機能が持続的に發揮されるよう、地域の自然的条件および社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を計画的に推進するため、次項から第5項までに定める措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県内の森林整備の現状に鑑み、間伐の推進を図ることが特に重要であることから、総合的かつ計画的な間伐対策を講ずるものとする。

3 県は、適切な森林施業が行われるためには森林の土地の境界の明確化が重要であることから、その境界の明確化が速やかに行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、自ら適切な森林施業を行うことが困難である森林所有者が他の森林所有者との共同施業、森林組合に対する委託等により適切な森林施業を行うことができるよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 県は、鳥獣（鳥類または哺乳類に属する野生動物をいう。）による森林に係る被害に関し、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号）の規定によるほか、必要な措置を講ずるものとする。

（樹齢が特に高い樹木のある森林の保全）

第11条 県は、樹齢が特に高い樹木が相当数存在する森林が、多様な動植物種の生息地および生育地であり、かつ、地域の人々の文化と密接に関わりのあるものであることに鑑み、自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）その他関係法令に定めるもののほか、当該森林を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

（水源の涵養機能の維持）

第12条 県は、県内の森林の有する水源の涵養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることに鑑み、森林の有する水源の涵養機能の維持および増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（県民の主体的な参画の促進等）

第11条 県は、森林づくりに関し県民の主体的な参画を促進し、および琵琶湖等の下流域の人々の協力を得るため、情報の提供、普及啓発その他の必

第13条 （省略）

要な措置を講ずることにより、森林の多面的機能についてこれらの者の理解を深めるとともに、これらの者またはこれらの者が組織する団体が行う森林づくりに関する活動に対して、必要な支援を行うものとする。

(里山の保全の推進)

第12条 県は、集落周辺にあって、薪炭用材の採取等を通して維持もしくは管理がなされており、またはかつてなされていた森林（以下「里山」という。）の整備およびその多面的な利用を促進することにより里山の保全を図るため、里山の所有者および里山を整備し、または多面的に利用しようとする県民等が協働して行う活動に対して、必要な支援を行うものとする。

(流域における森林づくりに関する組織の整備の促進)

第13条 県は、流域を単位とした森林づくりを適切かつ効果的に推進するため、その流域の森林づくりの在り方、進め方等について、県、市町等への提案その他の活動を行うことを目的とし、地域住民、森林所有者、森林づくりに関する活動を行う団体等によって構成される組織の整備の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間)

第14条 県民および琵琶湖等の下流域の人々が広く森林のもたらす恵みについての理解と関心を深め、森林づくりに関する活動に積極的に参加する意欲を高めるため、びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間を設ける。

2 びわ湖水源のもりの日は10月1日とし、びわ湖水源のもりづくり月間は同月とする。

3 県は、びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(県産材の利用の促進)

第15条 県は、県産材の利用を促進するため、県産材に関する情報の提供、知識の普及、公共事業への利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(森林資源の有効な利用の促進)

第16条 県は、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の有効な利用を

(里山の保全の推進)

第14条 (省略)

(流域における森林づくりに関する組織の整備の促進)

第15条 (省略)

(びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間)

第16条 (省略)

2 (省略)

3 (省略)

(県産材の利用の促進)

第17条 県は、県産材の利用を促進するため、県産材に関する情報の提供、知識の普及、住宅、公共建築物等における利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県産材の利用の促進に当たっては、県産材が適切に供給されることが重要であることに鑑み、県産材の生産、加工および流通の合理化の促進その他の県産材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(森林資源の有効な利用の促進)

第18条 (省略)

促進するため、森林資源の有効な利用に関する調査研究および技術開発の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(森林所有者の意欲の高揚等)

第17条 県は、森林所有者の森林づくりに対する意欲の高揚を図るため、適切な森林整備に関する情報の提供、技術の指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、林業労働に従事する者の確保および育成を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(森林組合の活性化)

第18条 県は、森林組合が地域の特性に応じた森林の経営の中核的な担い手としての役割を果たすこととなるよう、組織体制の充実、人材の育成その他の森林組合の活性化のための取組に対して、必要な支援を行うものとする。

(森林環境学習の促進)

第19条 県は、森林づくりを支える人材を育成するため、森林内での体験活動の場の提供、情報の提供その他森林の多面的機能についての理解と関心を深めることとなる森林環境学習の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林づくりの状況等の公表)

第21条 知事は、毎年、森林づくりの状況および県の森林づくりに関する施策の実施状況を公表するものとする。

(規則への委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年条例第38号抄)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第66号で平成17年1月1日から施行)

(森林所有者の意欲の高揚等)

第19条 (省略)

2 (省略)

(森林組合の活性化)

第20条 (省略)

(森林環境学習の促進)

第21条 (省略)

(財政上の措置)

第22条 (省略)

(森林づくりの状況等の公表)

第23条 (省略)

(規則への委任)

第24条 (省略)

3 (仮称) 滋賀県水源森林地域保全条例要綱案について

「琵琶湖森林づくり条例」に新たに規定する条（水源の涵養機能の維持）に基づく必要な措置として、森林に存する水源森林地域を保全するために土地の所有権等の移転等について事前届出をしていただくことを定める条例を制定します。

(仮称) 滋賀県水源森林地域保全条例要綱案

(目的)

第1 この条例は、琵琶湖森林づくり条例（平成16年滋賀県条例第2号）第12条の規定の趣旨にのっとり、水源森林地域の保全に関し、県および土地所有者等の責務を明らかにするとともに、水源森林地域における適正な土地利用の確保を図るための措置等を定めることにより、森林の有する水源の涵養機能の維持および増進に寄与することを目的とします。

(定義)

第2 この条例で使用する用語の意義を定めます。

- (1) この条例において「水源森林地域」とは、第6(1)の規定により指定された地域をいいます。
- (2) この条例において「土地所有者等」とは、水源森林地域の区域内の土地の所有権または使用および収益を目的とする権利であって規則で定めるもの（以下「所有権等」といいます。）を有する者をいいます。

(県の責務)

第3 県の責務を定めます。

- (1) 県は、第5に規定する基本方針にのっとり、水源森林地域の保全に関する施策を実施するものとします。
- (2) 県は、水源森林地域の保全に関する施策の実施に当たっては、市町との連携に努めるとともに、市町に対し必要な情報の提供または助言を行うものとします。

(土地所有者等の責務)

第4 土地所有者等は、第5に規定する基本方針にのっとり、水源森林地域における適正な土地利用に配慮するよう努めるとともに、県が実施する水源森林地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならないこととします。

(基本方針)

第5 基本方針について定めることとします。

- (1) 知事は、水源森林地域の保全に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を定めることとします。
- (2) 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (a) 水源森林地域における適正な土地利用に関する基本的事項
 - (b) 水源森林地域の指定に関する基本的事項
 - (c) その他水源森林地域の保全に関し必要な事項

- (3) 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、滋賀県森林審議会の意見を聴かなければならないこととします。
- (4) 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととします。
- (5) (3)および(4)の規定は、基本方針の変更について準用することとします。

(水源森林地域の指定)

第6 届出を必要とする地域の指定を行うための手続きを定めることとします。

- (1) 知事は、基本方針にのっとり、水源の涵養機能の維持を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認められる森林の存する地域を水源森林地域として指定することができます。
- (2) 知事は、(1)の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町の長および滋賀県森林審議会の意見を聴かなければならないこととします。
- (3) 知事は、(1)の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を当該公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならないこととします。
- (4) (3)の規定による公告があったときは、(1)の規定による指定をしようとする区域の保全の見地からの意見を有する者および当該区域内の土地の所有権等を有する者その他の利害関係人は、(3)の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、知事に意見書を提出することができます。
- (5) 知事は、縦覧に供された指定の案について異議がある旨の(4)の意見書の提出があった場合において、当該意見書に口頭で意見を述べたい旨の記載があるときは、規則で定めるところにより、当該意見書を提出した者に口頭で意見を述べる機会を与えるなければならないこととします。
- (6) 知事は、(1)の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨および当該指定の区域を告示しなければならないこととします。
- (7) (1)の規定による指定は、(6)の規定による告示によってその効力を生ずることとします。
- (8) (2)から(7)までの規定は、水源森林地域の区域の変更について準用することとします。

(土地の所有権等の移転等の届出)

第7 土地の所有権等の移転等の届出について定めることとします。

- (1) 土地所有者等は、当該土地の所有権等の移転または設定をする契約（予約を含み、規則で定めるものに限ることとします。以下「土地売買等の契約」といいます。）を締結しようとするときは、その日の30日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならないこととします。
 - (a) 土地売買等の契約の当事者の氏名および住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
 - (b) 土地売買等の契約を締結しようとする年月日

- (c) 土地売買等の契約に係る土地の所在および面積
 - (d) 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の種別および内容
 - (e) 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の移転または設定後における土地の利用目的
 - (f) その他規則で定める事項
- (2) (1)の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しないこととします。
- (a) 土地売買等の契約の当事者の一方または双方が国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体である場合
 - (b) 非常災害のため必要な応急措置として行われる場合
 - (c) その他規則で定める場合
- (3) 第6(1)の規定による指定（当該指定の区域の変更を含む。）の日から起算して30日を経過する日までの間に当該指定に係る水源森林地域の区域（水源森林地域の区域の変更の場合にあっては、当該変更により新たに水源森林地域となった区域に限る。）内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における第7(1)の規定の適用については、「その日の30日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とすることとします。
- (4) (1)の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならないこととします。

(関係市町長への通知等)

第8 知事は、第7(1)または(4)の規定による届出があったときは、その内容を関係市町の長に通知して、当該届出に係る土地の利用について、水源森林地域の保全の見地からの意見を求めるものとすることとします。

(立入調査等)

第9 条例の施行に必要な立入調査等について定めることとします。

- (1) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第7(1)または(4)の規定による届出をした者（以下「届出者」といいます。）に対し、必要な報告もしくは資料の提出を求め、またはその職員に、当該届出に係る土地に立ち入らせ、当該土地の利用が水源の涵養機能の維持に及ぼす影響を調査させ、もしくは関係者に質問させることができることとします。
- (2) (1)の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないこととします。
- (3) (1)の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこととします。

(指導または助言)

第10 水源の涵養機能の維持を図るための助言等について定めることとします。

- (1) 知事は、届出者に対し、規則で定めるところにより、当該届出に係る土地の利用について、当該土地およびその周辺の土地（水源森林地域の区域内のものに限りま

す。)における水源の涵養機能の維持を図るために、必要な指導または助言を行うことができることとします。

(2) 届出者は、(1)の指導または助言を受けたときは、規則で定めるところにより、当該届出に係る土地の所有権等の移転もしくは設定を受けようとする者または移転もしくは設定を受けた者に当該指導または助言の内容を伝達するものとすることとします。

(勧告)

第11 知事は、次のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

- (a) 第7(1)または(4)の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者
- (b) 第9(1)の規定による報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは資料の提出をし、または第9(1)の規定による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは第9(1)の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者
- (c) 正当な理由がなく、第10(1)の規定による指導に従わなかつた者

(公表)

第12 勧告に従わない場合の公表について定めることとします。

- (1) 知事は、第11の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかつたときは、規則で定めるところにより、その旨および当該勧告の内容を公表することができます。
- (2) 知事は、(1)の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならないこととします。

(罰則)

第13 次のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処することとします。

- (a) 第7(1)または(4)の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者
- (b) 第9(1)の規定による報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは資料の提出をし、または第9(1)の規定による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは第9(1)の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

第14 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人または人の業務に関して第13の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても第13の過料を科することとします。

(市町条例との関係)

第15 市町が水源の涵養機能の維持を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認める森林の存する地域の保全に関して、当該市町が条例を制定した場合であって、その条例の内容がこの条例の規定の趣旨に即したものであるときは、当該市町の区域においては、第6から第14までの規定は、適用しないこととします。

(規則への委任)

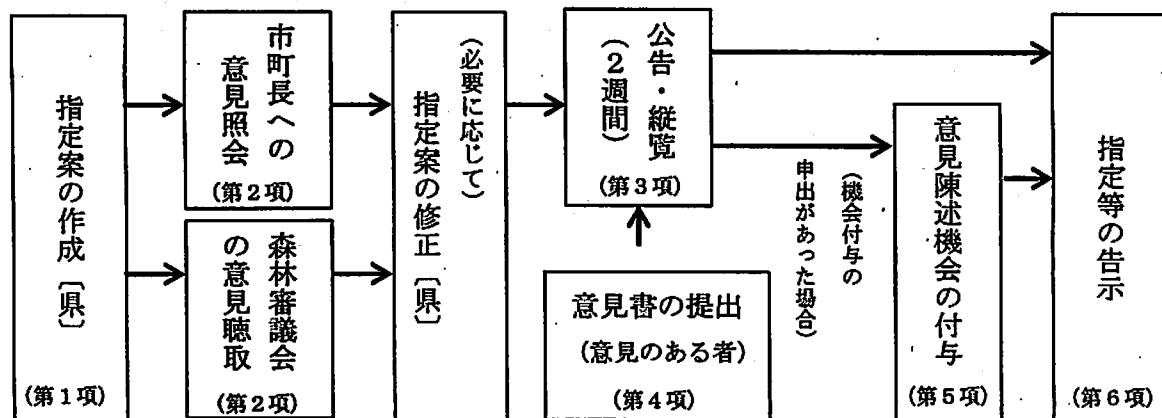
第16 この条例に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

(その他)

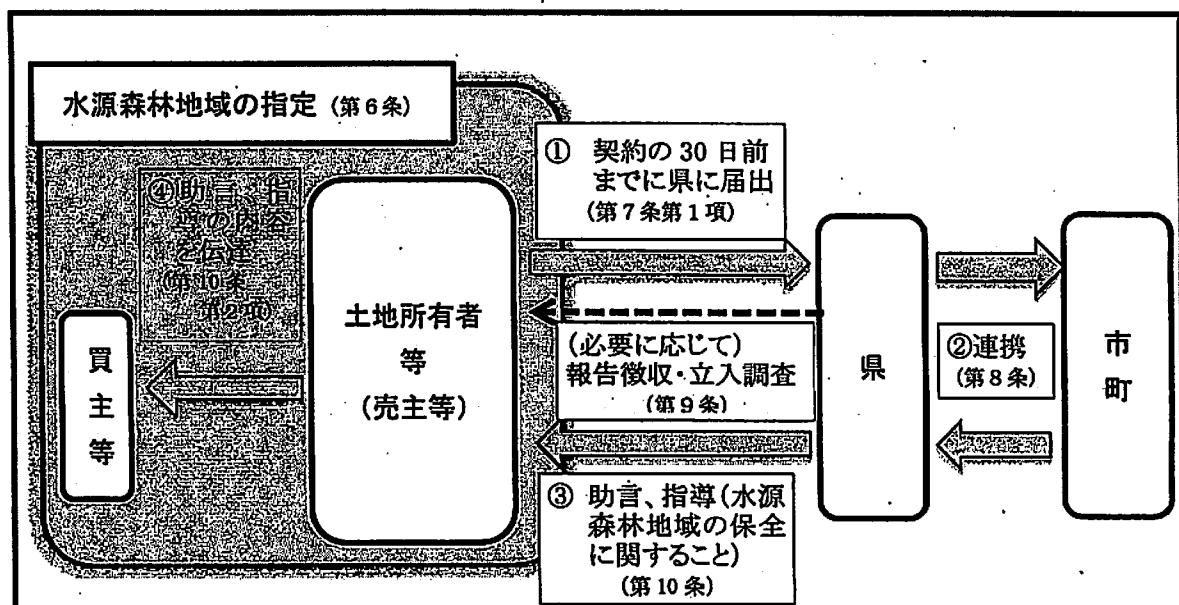
- (1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとします。ただし、第7から第14までの規定は、平成28年1月1日から施行することとします。
- (2) 平成28年1月1日から同月30日までの間に、同月1日において現に第6(1)の規定により指定されている水源森林地域の区域内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における第7(1)の規定の適用については、「その日の30日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とすることとします。この場合において、第7(3)の規定は、適用しないこととします。

(仮称)滋賀県水源森林地域保全条例の主な手続等の概要

【指定等の手続（案）】（第6条関係）



【届出等の流れ（案）】（第6条～第14条関係）



【実効性を確保するための措置】

《勧告・公表》（第11条、第12条関係）

- ・届出しない、または、虚偽の届出をした者（①の手続に対応）
 - ・報告徴収・立入調査を拒む等した者
 - ・指導に正当な理由なく従わない者（③の手続に対応）
- ※勧告に従わない場合は、意見を述べる機会を与えた後公表

《過料》（第13条、第14条関係）

- ・届出しない、または、虚偽の届出をした者（①の手続に対応）
- ・報告徴収・立入調査を拒む等した者

水源林保全のための仕組みづくりについて（答申）〔概要版〕

平成26年9月22日（月）

滋賀県森林審議会

1. はじめに

滋賀県知事から滋賀県森林審議会会长に対し、「水源林保全のための仕組みづくりについて」諮問され、趣旨は、琵琶湖の水源林を健全な姿で未来に引き継ぐための仕組みづくりについて、幅広い見地から総合的に検討してもらいたい、というもの。

本報告は水源林保全のための仕組みづくりに向けた全体的な枠組みを示したもので、今後は、この枠組みに基づき、具体的な取り組みに向けて議論が進むことを期待している。

2. 基本的な視点（総論）

滋賀県の森林は、琵琶湖や淀川流域の重要な水源であり、すべてを重要な水源林として位置付け、次代に引き継ぐための保全の仕組みが必要である。

森林は、林種や林相に応じた固有の多種多様な動植物や土壌生物が生育・生息していることから、生物多様性を保全する場として、特に重要な役割を果たしており、水源林を保全していくためには、生物多様性の視点に立ち、多様な樹種や齢級構成、多様な動植物が存在する豊かな森づくりに配慮すべきである。

水源林を健全な形で未来に引き継いでいくために、様々な仕組みを階層的、複合的に組み合わせ、総合的な取組を行うことで、その効果を最大限に発揮できるものと考える。

3. 新たな仕組みについて（各論）～生物多様性に富んだ水源林を目指して～

I. 適正な保全・管理を進める仕組み

（1）水源林の土地取引の把握

森林の土地の取引等の異動を事前に把握する届出制度を導入し、不適切な土地利用を監視し、適正な管理につなげていく仕組みが必要。

県民等が届出するにあたり、過度な負担が生じないよう配慮する必要があり、土地取引等は、所有者の自由意思で行われることから、規制的な取決めは慎重に検討されるべき。

（2）林地境界明確化

境界明確化は、地域が一体となって実施する必要があり、関係地権者の参画を促し合意形成できるよう地域の体制を強化する仕組みが必要。

地域による境界明確化の活動に、行政、森林組合などが連携し、バックアップする取組みが必要。

（3）水源林の巡視等による状況の把握

地域の森林に精通し、防災や獣害等の様々な森林保全上の問題を把握して、対応することを目的とした「（仮称）水源林保全巡回員」を配置し、巡回の強化を検討するべき。対策を講じるために、崩壊地等の地形や植生被害等を把握できるデータの収集に努める必要がある。

（4）多様な主体による水源林の管理

森林所有者自らが手入れできない森林は、森林組合、コモンズ、企業、NPOなど多様な主体や公的管理などそれぞれの特性を活かして管理できるよう支援することが求められる。

※コモンズ…森林などの資源の共同利用地のこと。従来からある入会林制度もコモンズの一種であるが、

各地で現代的な共同利用の取組が始まっている。

II. 豊かな生態系を育む仕組み

(1) ニホンジカ対策

ニホンジカの生息密度を低減するためには、多様な主体による捕獲を推進するなど既存の手法にとらわれない施策により捕獲数を拡大し、効率的な捕獲を目指す仕組みが必要。

さらに、広域的な連携により専門性を有する担い手の育成や先進的な捕獲手法について研究を進め、活用することを検討していく必要がある。捕獲の推進と併せて森林土壤の被害の緊急性に応じた対策工法を体系化して整理することや、希少種の保護等の森林保全対策を実施することが必要。

(2) 巨樹・巨木の森をはじめとする多様な森林生態系の保全

貴重な巨樹・巨木の森をはじめとする多様な森林生態系が恒久的に地域の人々の文化や暮らしとともに持続的に保全される仕組みが必要。環境学習やエコツーリズム等への活用を通じて、その価値を広く発信して、県民に保全の必要性について理解を深めてもらい、永続的に継承しようとする意識の醸成を図ることが求められる。

III. 林業活動を活性化する仕組み

(1) 間伐の推進

間伐を推進するために森林所有者が、木材供給者としての自覚を持ち、森林管理や木材生産に対する意識を高める必要がある。

また、間伐事業に係わる者は間伐の実施状況や間伐材の利用等の状況について、積極的に情報発信する必要がある。

さらに、意欲のある森林所有者等やいわゆる自伐型林業を支援するため、林内に放置されている未利用材等を活用する地域の取組みを推進することが求められる。

(2) 県産材の生産・利用・流通

県産材を安定的に流通させていくためには、需要と供給のミスマッチの解消が課題であることから、木材流通センターが、需要情報の発信機能や出荷量の調整機能を発揮し、素材生産事業体の調整窓口として一層活用されることが求められる。

また、県自らが公共建築物等の木造化、木質化に努め、併せて、市町等に普及することが重要。

さらに、様々な世代を対象に、ウッドスタートから段階的に『木育』を推進することで、滋賀の風土にあった「びわ湖材」の需要の創出や普及・啓発する取り組みが必要である。

バイオマス利用については、県が市町や地域と連携して、地産地消の取組みを推進することが求められる。

※ウッドスタート…子どもが木に触れながら育つ環境整備を推進するために、誕生日として赤ちゃんに国産材玩具等をプレゼントするなどの活動

IV. 価値を評価し情報発信する仕組み

(1) 琵琶湖の水源林の価値の評価

森林の林業的価値だけではなく、生態系サービスの価値など多様な価値を県民や下流域の人々にも認識してもらうために、滋賀県の森林の生態系サービスの価値を評価して政策に活かす検討が必要である。

「水源林保全のための仕組みづくり」に係る「琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例要綱案」および「(仮称) 滋賀県水源森林地域保全条例要綱案」に対する意見・情報の募集について

県では、本県の森林が琵琶湖の水源として重要な役割を担っていることから、森林を健全な姿で未来に引き継ぐため、平成16年に「琵琶湖森林づくり条例」を制定し、滋賀の森林づくりを推進してきました。しかし近年、他道県で問題となった目的不明な森林取得、森林に甚大な被害を及ぼしているニホンジカの増加、文化的・学術的に価値の高い巨樹・巨木の保全など、新たな課題も生じています。

このような課題に対応するため、「水源林保全のための仕組みづくり」について滋賀県森林審議会に対して諮詢し、議論・検討を重ね平成26年9月に同審議会から答申をいただきました。

この答申を踏まえて琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例要綱案および新たに制定する(仮称)滋賀県水源森林地域保全条例要綱案を作成しました。

これらの条例要綱案について、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づいて、次のとおり公表するとともに、県民の皆さんからのご意見・情報の募集を行います。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、これに対する滋賀県の考え方を整理した上で公表することとしており、個々のご意見・情報に直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承願います。

1 公表する資料

琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例要綱案

琵琶湖森林づくり条例新旧対照表(案)

(仮称)滋賀県水源森林地域保全条例要綱案

【参考資料】

水源林保全のための仕組みづくりについて(答申)[概要版]

2 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載するほか、森林政策課、県民活動生活課県民情報室および各県税事務所行政情報コーナーに資料を備え付けます。

3 募集期間

平成26年12月22日(月)から平成27年1月21日(水)まで

4 ご意見・情報の提出方法および提出先

(1) 郵送 〒520-8577 滋賀県琵琶湖環境部森林政策課(住所は省略できます。)

(2) ファックス 077-528-4886

(3) 電子メール dj00@pref.shiga.lg.jp

(4) 滋賀県ホームページ内「しがネット受付サービス」からの応募

5 その他

- (1) ご意見を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名（法人にあつては、名称および代表者の氏名）、電話番号を明記してください。なお、個人情報については、公表することはありません。
- (2) ご意見は、日本語で提出してください。
- (3) 電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご承知ください。